

# じんけん瓦版 第63号

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

発行日：2016年7月28日

## 国立ハンセン病資料館見学と『新あつい壁』上映会

人権委員会 小林幸子（東京聖三一教会）

人権委員会の今年の人権週間企画は、「ハンセン病の歴史を学ぶ」です。5月28日、国立多磨全生園を訪ねました。多磨全生園は1909年公立療養所府立全生(ぜんせい)病院として現在地に創立、1941年厚生省に移管、国立療養所多磨全生(ぜんしょう)園として発足しました。東京教区では、1948年に全生園内にある聖フランシス・聖エリザベス礼拝堂が献堂され、聖職を派遣してきました。

ハンセン病資料館は、1993年に高松宮記念ハンセン病資料館として開館され、2007年に国立ハンセン病資料館としてオープンしています。2016年の特別企画展は「『らい予防法』をふりかえる」が開催されていました。

ハンセン病の強制隔離政策の根拠となった「らい予防法」が廃止されて、今年の3月で20年が経ちました。また熊本地裁の「らい予防法」違憲判決から5月で15年を迎えました。「らい予防法」は、1907年の法律「癩予防ニ関スル件」から始まり、1931年に「癩予防法」が制定されました。戦後、基本的人権の尊

重を掲げる現行憲法が公布されました。また、ハンセン病の特効薬もできました。しかし1953年に改正「らい予防法」が制定され、強制隔離政策はむしろ強められました。この強制隔離政策を徹底するために国民も宗教者も「無らい県運動」に参加し、差別する側に立ちました。



映画「新あつい壁」より

多くの患者とその家族に悲劇が起こりました。今回上映された「新あつい壁」は、菊池事件(1951年)の犯人とされ、死刑になった人を主人公にしています。背景に「無らい県運動」がありました。そして家族の苦しみも描かれています。ハンセン病とされた被告が無実を訴え

たものの死刑判決が確定し、10年後に刑が執行されています。この被告が公開の法廷に立つことは一度もなく、十分な証拠がないまま予断に満ちた捜査と裁判が行われたのです。熊本の特別法廷では、憲法が保障する裁判公開の原則が守られなかったのです。

今年5月、最高裁判所が誤りを認めて異例の謝罪をしました。かつてハンセン病の患者の裁判が隔離された場所で開かれていたことを、「患者の人権と尊厳を傷つけた」と自らの過ちを反省しています。しかし、憲法違反であるとは認めませんでした。上映会で監督の中山節夫さんは、「ハンセン病差別は今も終わっていない、差別や人権について真剣に考えてほしい」と話されています。

上映会后、聖フランシス聖エリザベス礼拝堂信徒の藤崎陸安(みちやす)さんからお話を聴きました。ご自身の人生で経験された差別の実態、国が行った強制隔離政策によって取り返しのつかない人生被害があることを聞き、憤りを強くしました。藤崎さんは、全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長として、ハンセン病隔離政策の被害者の人権回復の活動に取り組んでおられます。「ハン

セン病療養所の実態や差別について知ってほしい、知る努力をしてほしい」と、「宗教者が果たした役割や影響についても知って、考えてほしい」と話されたことを心に深く刻みました。上映会には40名以上が参加されました。

遅すぎましたが、3月の東京教区の教区会では「国の誤った強制隔離政策により様々な人権侵害を受け、差別と偏見の苦しみの中にあつたハンセン病患者・回復者に対する謝罪表明」が決議されました。また6月の日本聖公会第62(定期)総会でも「ハンセン病回復者と家族のみなさまへの謝罪声明」が決議されています。ハンセン病の問題では、わたくしたちの信仰のあり方が問われます。隔離政策を問うことなく療養所内での生活を前提に、不平不満を戒め自己犠牲を勧めることで、当事者が国策に抗うことを抑える役割をキリスト者であるわたしたちは果たしてきたのです。強制断種・墮胎にも沈黙しました。謝罪は始まりです。ハンセン病差別や偏見を解消するため、この問題に関心を持ち、歴史を知り、入所者・回復者の方たちとの交わりを更に深めてゆきたいと願っています。

## 2016年沖縄週間／沖縄の旅に参加して

人権委員会 佐々木國夫(葛飾茨十字教会)

6/24-27、2016年沖縄週間／沖縄の旅が開催され、沖縄の歴史と現実を学びたいと思い参加した。

### 辺野古を廻る沖縄県と国の動き一

沖縄弁護士会の加藤裕弁護士の講演「埋立承認取消処分をめぐる係争の経過と今後の展望」をお聞きした。係争の根拠となる法律

を分かり易く説明された。辺野古の埋立工事は、2016年3月に中断され、現在、国は工事に再着手できない状況にあることが分かった。

2015年10月、翁長知事が仲井真前知事の埋立承認を取消し、11月、国交相は知事の取消し効力停止を決定、国と県の間で法的根拠の争いが繰り広げられた。2016年3月、高裁は国の思惑に反し和解を勧告、国は敗訴による政治的ダメージを恐れて和解を受け入れ埋立工事は中断された。和解の3日後、国は「承認取消処分の是正」を知事に提出、知事は国地方係争処理委員会へ審査申し出、6月17日、国地方係争処理委員会は、「是正の指示の適法違法の判断はしない」と決定、国と県が十分協議することを求めた。今後、県も県民も、法の支配と地方自治を踏みにじる安倍政権と「あらゆる手段」で正面から戦うことが辺野古を守ることになると結ばれた。

### 辺野古テント村

去年は、大浦湾のボーリング調査が強行され、カヌーによる海上での抗議行動の阻止を目的とした橙色のフロートが海上一面に施設され、見るかげもない悲しい湾の姿だったが、今年は工事機材が撤去されて青く澄んだ美しい海が迎えてくれた。テント村の責任者Aさんは、「辺野古の基地反対運動は20年間、オール沖縄一丸で戦っている。諦めたら負け」と、美しい大浦湾の景観を背に昨年と比べ明るい口調で話されていた。

### 高江ヘリパッド

沖縄本島北部のヤンバルに囲まれた人口約150名の高江集落は、約7800ヘクタールの米軍北部訓練場が隣接している。訓練場は1960年に始まったベトナム戦争を契機にジャングル戦闘訓練が日常的に行われている。そこへ新たに高江集落を囲むようにして、2007年から6ヶ所のヘリパッド建設が始まった。

完成した二つのうち一つのヘリパッドは、その中心点は、県道から150m、一番近い民家まで500mしか離れていない。

基地ゲート前で24時間寝泊まりで座り込

み、反対運動を続けている住民の会のIさんの話を聞いた。オスプレイの訓練は、昼夜を問わず住宅地や学校の上を低空飛行し、住民は騒音と墜落事故の危険にさらされている。国は工事妨害だとして通行妨害仮処分



工事反対のゲート前テント村

を申し立てた。これは、反対運動や表現活動を委縮させることが目的の民事訴訟で「SLAPP」と呼び、勝ち負けではなく、住民を裁判に巻き込み負担をかけていじめ、嫌がらせが狙いで司法の悪用とされ、高江が全国で初めてのケースとなった。訓練場には5つのダムが点在し、沖縄の生活用水の7割を賄う水源地で、訓練場での枯葉剤散布、ダムへの弾薬類の投棄、ヘリの墜落など水源の汚染が懸念されている。等訴えられた。

上原沖縄教区主教の「小さな力、意思の集まりが国に抵抗し、平和を作り出す運動となっている。うねりになっている。一人一人の力が世界を変える」とのメッセージを実感できる旅となった。



機動隊による強制排除

7月22日、「政府は、辺野古埋立で沖縄県を提訴。高江に500人規模の機動隊を投入し、座り込み抗議をしている人達の強制排除を始めた」と報道された。

# 「君が代」修正処分裁判 東京高裁で勝利判決が

人権委員会 岸田静枝（清瀬聖母教会）

『職務命令に従わなかったのは、個人の信仰及び歴史観・世界観のためであることを十分考慮すべき』（7月19日の東京高裁判決より）

私は、2010年3月25日の教員生活最後の卒業式で、「君が代」ピアノ伴奏の職務命令に従わなかったと都教委から停職一か月処分を受け、都人事委員会に不服申し立てをしましたが、3年もかかって減給一か月処分に「修正」という前代未聞の裁決が出されました。裁判では、都人事委員会と都教委を相手に、処分の取り消しと、職務命令が憲法第19条、第26条、そして特に第20条に違反していることを主張してきました。昨年2015年10月8日に東京地裁判決、そして今年7月19日に東京高裁判決が出ました。

東京地裁も東京高裁も、処分の取り消し、職務命令は合憲、そして国家賠償は認めずと、結論は同じ判決でしたが、東京高裁の方は、都人事委員会裁決も都教委の処分も、『考慮すべき事項を十分に考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮した点があり』『一般の非違行為と同列に論じる点で相当ではない』と、踏み込んだ判断でした。

つまり、『原告が本件職務命令に従わなかったのは、卒業式の円滑な進行を妨げ積極的な害意や悪意があったわけではなく、たとえ不利益な処分がされるとしても、内面のみならず外部的行為においても個人の信仰及び歴史観・世界観に忠実であるべきであるとの考えによるものであると認められる』ことは、十分考慮しなくてはならないと、繰り返し指摘しています。

反対に、『卒業式の進行に具体的な支障も混乱も何ら生じなかった』のに、不伴奏を非違行為だと処分しているのは、考慮すべ

きでない事項なのに考慮した点で違法だ、と言明しています。

憲法第20条「信教の自由」侵害が認められなかったのは無念でしたが、『内心における信教の自由は憲法19条の思想及び良心の自由の宗教的側面であり』と加えられている点が新しい判例であると、弁護士さんはおっしゃっていました。

東京地裁の時には、奈良基督教会の井田泉司祭に意見書を書いていただきました。井田泉司祭は、キリスト教信徒にとって音楽とは何か、演奏とは何かを、ご自分の実践やキリスト教に関連する事実即して意見を述べてくださいました。

東京高裁になってからは、元・神戸女学院大学及び神戸松陰女子学院大学の佐治孝典先生に意見書をお願いしましたが、ご高齢とのことで、執筆の代わりにご著書を何冊も送っていただきました。どのご著書にも、大日本帝国下における信教の自由の実態、敗戦後キリスト教会が天皇制と国家に対してどのように向き合ってきたか、そして「君が代」問題についても深く考察されていましたので、私は自分の陳述書に多くの部分を引用させてもらいました。

この「君が代」修正処分裁判で獲得できたものは、ほんの僅かですが、これまでの「君が代」処分裁判から受け継ぎ、これからの裁判につなげることでできた小さな前進でもあります。さっそく、大阪高裁で係争中のクリスチャン教員から、「すぐに判決文を送ってください」との連絡が入りました。